

(表 面)

<p>写 真 ち よ う 付 面</p>	<p>第 号</p> <p>(職)氏 年 名 月 日生</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県、市又は特別区) 印</p>
--	---

(A列6番)

第十五条 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)
都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、

動向及び原因を明らかにするために必要があるときは、当該職員に一類

感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を

発症した者がある者又は感染者を人に感染させるおそれがある動物保

有者若しくは感染者、急性の必要があるとき、認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感

染症、四類感染症若しくは五類感染症若しくは動物保有者、新型インフルエンザ等感染症の患者、

疑似症、患者若しくは無症状病原体保有者、新型インフルエンザ等感染症の患者、

その他に感染者をおそれ、又は動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者

その他に、関係者に必要があるときは、第一項の規定による必要な調

査として、当該職員に次の各号に掲げる者に対し、当該検体若しくは

検査の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に依

るべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う

者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し、当該各号に定める検体を提出し、若し

くは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に依りさせ、若し

とを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う

者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し、当該各号に定める検体を提出し、若し

くは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に依りさせ、若し

とを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う

者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し、当該各号に定める検体を提出し、若し

くは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に依りさせ、若し

とを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う

者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し、当該各号に定める検体を提出し、若し

とを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う

者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し、当該各号に定める検体を提出し、若し

とを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う

都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特

に必要があるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感

染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又

は、検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その

他の必要の協力を求めることができる。

第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十五項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特

に必要があるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感

染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又

は、検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その

他の必要の協力を求めることができる。

第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十五項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特

に必要があるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感

染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又

は、検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その

他の必要の協力を求めることができる。

第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十五項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特

に必要があるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感

染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又

は、検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その

他の必要の協力を求めることができる。

第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十五項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特

に必要があるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感

染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又

は、検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その

他の必要の協力を求めることができる。

第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

第十五項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。